

JSAI
全国歴史資料
保存利用機関
連絡協議会

会報

The Japan Society of
Archives Institutions
No.100 2016.9

ホームページアドレス <http://www.jsai.jp>

目次

■新会長就任あいさつ お忘れでは？ 会誌・会報 pdf 公開の同意書	1 2	■平成 27 年度公文書館機能 普及セミナー in 熊本	8
■会報第 100 号の節目に	3	■全史料協全国（三重）大会へのお誘い	11
■速報 熊本地震と被災文化財保全の動向	6	■会員動向、編集後記	12

新会長就任あいさつ

埼玉県立文書館長 杉 山 正 司

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下、全史料協）第21期会長を務めます、埼玉県立文書館長杉山正司と申します。

今年4月に転入したばかりで、行き届かないことがあるかと思いますが、会員の皆様方の御協力をいただいて、事務局とともに会の運営に当たってまいります。どうぞよろしくお願い致します。

さて、2016年4月以来、熊本県を中心に大規模な地震災害が発生しております。被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。全史料協といたしましては、発生翌日から熊本地方の資料保存利用機関の被災状況を確認し、随時全史料協のウェブページで情報を発信する活動を行っています。また、内閣総理大臣あてに「平成28年熊本地震被災地における公文書等の保全・保存に関する要望書」を提出いたしました。大規模災害の際に、全史料協の役割や重要性が今後とも求められてくるものと存じます。これらに対応すべく、会員の皆様の御協力がますます必要となりますので、引き続き御協



杉山会長

力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、今年度の大会は、11月10日、11日に三重県津市の三重県総合文化センターで開催されます。会場に隣接する2014年開館の三重県総合博物館は、博物館に公文書館

機能を持たせた新しい公文書館施設として注目されております。大会では、同館の見

学も予定しておりますので、大勢の会員の皆様のご参加をお待ちしております。

●お願い●

お忘れでは？ 会誌・会報 pdf 公開の同意書

全史料協広報・広聴委員会では、これまで発行された会誌『記録と史料』（最新号を除く）および会報等について、著作権者の許諾をえて pdf 化し、当会ウェブサイトで公開しています。今春の会誌・会報発送の際に、依頼文と同意書等を同封し、当会ウェブサイトでも協力を呼びかけてきました。

その結果、約2000タイトルのうち、現在3割ほどが閲覧できるようになっています。

『記録と史料』や会報のバックナンバーは、私たちがこれから歴史資料の保存利用活動を進めるうえで、たくさんのアイデアと教訓を含んでいるのみならず、様々な分野で文化的・学術的情報資源として活用できるものです。同時に、全史料協の歩みを跡づけるうえで、共有すべき大切な資料でもあります。

こうした趣旨をご理解いただき、著作権者のみなさまには、著作 pdf を当会ウェブサイト上で公開することを承諾いただきたく、お願いいたします。

許諾いただける場合には、当会ウェブサイトに掲載された「全史料協出版物掲載の著作 pdf の公開について（回答）」に記入のうえ、広報・広聴委員会事務局まで、メール・郵便等で送付ください。会員以外の著作権者をご存知の方には、このことをお知らせいただければさいわいです。

詳しくは、以下の URL をご覧ください。
<http://www.jsai.jp/kanko/201605request.html>

複数の著作があり、上記の回答書式では記入しきれない場合には、事務局に問い合わせいただければ、著作リストをお送りすることもできます。

『記録と史料』 来春号、編集まっただ中！

論考、アーキビストの眼、世界の窓、ネットワーク、書評と紹介など『記録と史料』の原稿を募集しています（第27号、2017年3月刊行予定）。投稿希望の方は広報・広聴委員会まで至急ご連絡ください。

会員のみなさまの積極的なアプローチをお待ちしています。

会報第 100 号の節目に

全史料協会報は昭和51年(1976)6月に創刊しました。以来、40年間にわたって会のさまざまな情報を会員にお伝えし続けてきましたが、おかげさまで本号にて100回目の節目を迎えることができました。そこで、初期の編集に尽力されたお二人に、当時の思い出話を綴っていただきながら、これまでのあゆみをふりかえりたいと思います。

会報の誌面変更の頃について

高 橋 実

茨城県立歴史館は、埼玉県立文書館とともに全史料協の立ち上げに重要な役割を担い、初代会長は、知事を退き歴史館の館長をしていた岩上二郎さんがつとめ、その後、埼玉が会長をつとめるようになったことから、全史料協事務局は埼玉と茨城で共同して担当することとなり、創刊号から会報の編集は茨城が中心であった。

私は1987年3月発行の第12号から編集を担当するようになったが、その経緯についてはたしかな記憶がない。それまでの編集担当者が異動したことによるのであろうが、埼玉との事務打ち合わせの時に紙面変更などについて提案し、了解されたのが今日まで続くB5判、横組み紙面である。会報の表紙は、関東部会の会報『アーキビスト』をデザインした国立史料館(現、国文研)の青木睦さんに考案していただいた。

12号から、奥付も変わった。それまでの埼玉・茨城連名の協議会事務局から、事務局・埼玉と会報編集・茨城と、役割分担が明示されたのである。

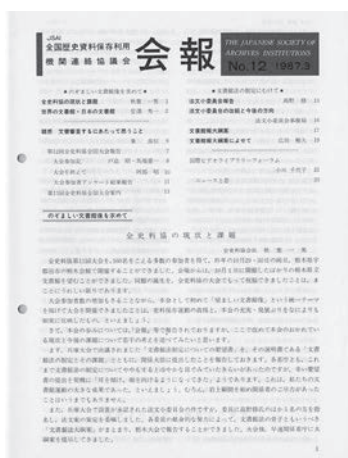
紙面構成を変えたのは、会員の方からの会報に関するさまざまな意見を踏まえ、また「会報は会員のものであるから親しみや



A5 判縦書きだった創刊号(1976年)
巻頭言は初代会長・岩上二郎氏

すく、かつ誰でも参加できるもの」でなくてはならないということと、さらに会を取り巻く幅広い世界との情報交流に留意した編集にすべきであるということに起因している。この紙面変更によって、会報の内容や構成は大きく変化し、書き手も大幅に広がったのではないだろうか。

それまでは年1回の刊行で、大会関連記事が中心であったが、新しい紙面になってからは年2回、36ページ立てで発行し、その後、19号から年3回の発行となった。1990年10月に機関誌『記録と史料』が創刊され、この機関誌にも会報的紙面も予定されていたので、実質年4回の発行となるが、他方、会報のページ数を減らしつつもより速報性



B5判横書きに変わった第12号（1987年）

を重視した情報交換機能の充実をはかった。また、事前に大会報告の要旨を掲載するなど会員の要望に沿った紙面構成にも意を用いた。

私は、12号から24号（1992.3）まで、13冊の会報を編集したことになるが、この時期のアーカイブズ界の大きな問題は、文書館法問題であり、同時に文書館専門職アーキビスト問題であり、さらに具体的な地域文書館問題であり、したがってそれらに関連する特集を組むことが会報編集の留意点であった。

会長のもとに「理事を補佐し、会務の執行を補助する」運営委員会が設置され、第1回の開催は1988年11月である。原則として月一回、浦和で開かれる運営委員会は会務全般にかかわる提案や論議が行われたが、特定の業務を分担して行うというものではなかった。ただし、ここで交わされる情報や人的ネットワークは、会誌編集や執筆者選びにたいへん役立つものであった。

公文書館法を議員立法で成立させた岩上二郎さんは、「これからは大蔵省との闘いだ」とおっしゃっていたが、1989年8月に逝去されたのは痛恨の極みであった。ちょうど2月前に、「公文書館法施行一周年記念」講演のため来日したジャン・ファビエ ICA 会

長（フランス国立公文書館館長）から、公文書館法成立に尽力したとして岩上さんに ICA 名誉メダルが授与されたばかりであった。ジャン・ファビエ会長の講演は水戸でも行われ、講演会にかかわった者たちが水戸駅近くで慰労会を開いたが、遅く参加した岩上さんは大変お疲れのご様子であった。最後の気力を振り絞っての記念行事だったのであろうか。

同じ機関、同じ担当者が長く編集にかかわってはマンネリ化が起こる。私の場合も同様で、遅きに失したが、他機関の気鋭の方に引き継ぐべきだと考え、25号からは藤沢市文書館に担当してもらうことで運営委員会や関係者の了解をえることとなった。

（国文学研究資料館名誉教授）

全史料協会報編集を担当して

高野 修

日付は失念しましたが、茨城県歴史館の高橋実氏から全史料協会報編集は次回から藤沢さんで頼みますよと声を掛けられたことが記憶にあります。私は持ち前の楽観的に処理する性格から、この時も、むしろそれが当然であるかのように、自分で納得して館に帰り職員に告げたのでした。どうにか職員に助けられながら運営委員の方々と楽しく3年間を過ごすことが出来ました。

今回当時の会報をめくっておりますと、次から次へと、そうです、34年も経過しているのに、現役時代に戻れるということは、会報に記載されている内容の密度が濃いということではないかと、編集責任者であった私は密かに自負しているしだいです。

会報に記載されている主なる項目を列記してみますと、最初に目に飛び込んでくるのは「司法資料の保存」問題であります。

これは竹澤哲夫弁護士が述べられているように「最も大きな問題点というのは、従前の規程でもその第9条2項では「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない」と明記していたにもかかわらず、全国の地裁、家裁ではこの特別保存義務が履行されず、規程の別表に掲げる保存期限（民事通常訴訟事件の場合でいえば確定後10年）を過ぎた確定記録は一律に廃棄されるにまかされてきた。その実情が続いていても関心の対象にもならなかったのが実態であった。」（会報25号）という、冤罪が起こっても被告は泣き寝入りになってしまうということです。そのため横浜地裁や東京地裁などの訴訟記録の保存管理の実態などを、全史料協としても調査する必要に迫られ実施したことなどが記憶にあります。その結果、1993年10月に全史料協の関根敬一郎会長名で「司法記録の保存及び利用に関する要望書」（会報30号に掲載）を最高裁判所長官と内閣総理大臣に提出したことも思い出されます。史料保存運動の社会問題への関



藤沢市に担当が変わった第25号（1992年）

心として行動する全史料協へと脱皮した時期であったと思います。

そして社会での活動は「阪神・淡路大震災」に遺憾なく発揮されたのでした。担当した会報では「文書館専門職員養成制度の確立」についての記事も、忘れることのできない問題でした。この問題は30年も経過しているのに、未だに解決されていない問題の一つであります。

（元藤沢市文書館館長）

会報の編集担当機関

年 度	号	担当機関	備 考
1976～1983	1～8	埼玉県立文書館・茨城県歴史館	協議会事務局
1984～1986	9～11	茨城県歴史館・埼玉県立文書館	協議会事務局
1987～1991	12～24	茨城県歴史館	会報編集、運営委員会体制
1992～1994	25～33	藤沢市文書館	会報編集、運営委員会体制
1995～1996	34～40	神奈川県立文書館	編集・出版委員会事務局
1997～2000	41～56	東京都公文書館	編集・出版委員会事務局
2001～2002	57～64	群馬県立文書館	編集・出版委員会事務局
2003～2004	65～72	千葉県文書館	編集・出版委員会事務局
2005～2006	73～78	埼玉県立文書館	編集・出版委員会事務局
2007～2008	79～84	鳥取県立公文書館	編集・出版委員会事務局
2009～2010	85～89	徳島県立文書館	広報・広聴委員会事務局
2011～2014	90～97	寒川文書館	広報・広聴委員会事務局
2015～2016	98～101	福井県文書館	広報・広聴委員会事務局

速 報

熊本地震と被災文化財保全の動向

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター 深 井 美 貴

2016年4月14・16日、熊本地方を最大震度7の地震が襲った。地震発生から8月までの被災史料保全活動等について、6月の情報交換会の報告を中心にまとめる。

地震・被害の概要

2016年4月14日午後9時半頃、熊本県熊本地方を震央とする地震が発生、マグニチュード6.5、益城町では震度7を記録した。全国各地から救援の手が差し伸べられ、救出・応急復旧活動が行われる中、4月16日午前1時半頃、再び大規模な地震が発生する。マグニチュード7.3、益城町と西原村では震度7が観測された。当初14日の揺れが本震とされていたが、16日の揺れの発生後、後者が本震、前者は前震であるとみなされるようになった。2016年8月15日現在、死者は直接死・関連死・関連死疑いの合計で88名、負傷者2,173名、住宅被害は全壊8,125棟、半壊28,424棟。宇土市や益城町などは市役所・町役場の庁舎が被害を受け、使用できなくなっている。

6月までの動き

1995年1月17日の阪神・淡路大震災発生以後、大規模な自然災害の後には歴史資料や文化財に関心のある被災地や周辺地域の人々が動員され、被災した文化財等の救出・保全活動が行われるのが通例となっている。熊本地震も例外ではない。本震発生から1週間が経過した4月23日、熊本大学文学部附属永青文庫研究センターを事務局とする熊本被災史料レスキューネットワーク（熊本史料ネット）が結成された。熊本史料ネッ

トに対して史料や文化財のレスキュー要請が入り、熊本史料ネットが人員を確保して実際にレスキュー活動を行う。4月26日には阪神・淡路大震災の後に結成された歴史資料ネットワーク（神戸史料ネット）のメンバーが熊本史料ネット等を訪問、28日に現地の様子を神戸に戻って報告している。

情報交換会「熊本地震と被災資料の後方支援」

6月12日に、発災から約2か月間の史料保全活動とその后方支援について、緊急に報告と情報交換の場が設けられた。この会合は九州史学会の特設部会として、福岡県福岡市で開催された。

最初の報告者は熊本大学の稲葉継陽氏である。稲葉氏は、4月23日に結成された熊本史料ネットの代表である。熊本県では、指定・未指定文化財ともに、1990年代に大規模な所在調査が行われ、その調査結果が残されている。熊本史料ネット結成時、この調査結果をもとに、民間所在の史料の現状調査を5月末までに行うことを目標とした。調査は目標通り終わり、700件ほどの史料の所在が確認できないことが判明している。6月以降、現地で救出活動を行う予定である。救出活動の際、被災した建物に入ることが必要であることが多いため、危険性の判断ができる建築の専門家や、文化財ドクターの立ち合いが必要である。様々な分野との連携を進めていかなければならない。

2番目の報告者は九州国立博物館の三角奈緒氏である。三角氏は2014年7月に発足した文化財防災ネットワーク推進室のメンバーでもある。また九州国立博物館は、九州・

山口地方の博物館が参加する「みんなでまもる文化財みんなをまもるミュージアム」事業（みんなも）の実行委員であり、三角氏はその事務局も担当している。みんなもは平成26年に「みんなでまもるミュージアム」事業として発足した。参加館の職員が他地域の事例を学び、文化財防災や危機管理の意識を高め、文化財防災のネットワークを構築する活動を行っている。三角氏は、様々な活動に参加する立場から、熊本県や大分県、みんなもや防災ネット推進室などの活動をまとめて報告された。その中でも特に注目すべき、と言われたのが、5月31日に熊本県知事から九州山口各県知事あてに、学芸員派遣依頼が発出されたことである。これまで被災文化財の救出活動というボランティア活動であり、参加する各人が手弁当で行くもの、というイメージが強かった。県知事から正式に依頼されていれば、学芸員たちが公務として文化財救出を行うことができる。6月15日以降の派遣を目指して各県と調整中とのことである。

最後に、神戸史料ネット代表の奥村弘氏からのコメントと、参加者たちの情報交換が行われた。奥村氏からは、被災地内の状況は様でないが、被災地外にはそれが伝わりづらく、現地の状況を知る人の存在と、現地での柔軟な対応が必要である旨の発言があった。そのため、現地で指揮をとるのは現地の人間、今回であれば熊本史料ネットの人間であるべきで、他の文化財レスキューに関わる者は、その要請に従って動かなければならない。現在までに、現地では救出しなければならない史料がどこにどれだけあるのかの把握はほぼ終了している。今後、熊本史料ネットから、いつどこで活動をするので、これだけの人員が必要である、という情報が出れば、それを各ネットワークを通じて拡散し、人員を確保する、という体制がとられていくことになる。今

のところ、後方支援活動をしようとする者は、準備を整えて要請を待つ、ということで一致して会合は終了した。

7月以降の動き

7月に入り、防災ネット推進室と九州国立博物館を事務局とする九州救援対策本部を中心にした熊本県被災文化財救援事業の体制が確立された。対策本部と熊本県教育委員会や熊本史料ネットなどの各団体が連携し、実際の救出作業にあたる。また情報交換会を主催した九州史学研究会は、7月15日付で『「熊本地震被災歴史資料レスキューサポート」への参加希望者登録について』のページを公開、登録を募っている。登録者は熊本史料ネットを通じて活動に参加することになる。

市庁舎が全壊し、内部に公文書が残されたままになってしまった宇土市では、7月11日から庁舎の解体が始まった。8月下旬からは、クレーンのアームの先に磁石を取り付け、損壊の酷い部分から文書の入ったキャビネットごと引き出す作業を行っている。

7月半ば頃からは、今回の震災に関連して作られた資料の収集も始まっている。くまもと森都心プラザ図書館や熊本大学附属図書館、益城町図書館等で、文書資料を中心に、ポスターや掲示物、写真などの収集を行っている。被災のため部分開館を余儀なくされている熊本県立図書館でも、8月17日から収集が始まった。

発災から4か月あまりが過ぎた。応急復旧期が終わろうとするこの時期、文化財保全活動等の体制もおおよそ確立した。被災者の生活再建や被災地の復興と並んで、被災前の文化を伝える文化財や、震災の経験を伝える資料の保存活動も進められていく。

平成27年度公文書館機能普及セミナー in 熊本

「よりよい公文書管理のために ～何から始めるのか、何ができるのか～」

調査・研究委員会 宮田 克成

平成27年度の公文書館機能普及セミナーは、熊本県を舞台に「よりよい公文書管理のために ～何から始めるのか、何ができるのか～」と題し、平成28年1月20日(水)午後1時30分より開催された。会場は熊本市町村自治会館 別館大会議室で、熊本県の共催を得た。熊本県を中心に九州地方をはじめ、中・四国地方などから63名の参加があった。

プログラムは以下のとおりである。

- 13:30～13:40 開会あいさつ・趣旨説明
- 13:40～15:00
基調講演 「熊本からのチャレンジ～公文書等管理の先進自治体を目指して～」
東洋大学法学部法律学科教授・弁護士
早川和宏(全史料協理事)
- 15:10～15:35
報告① 「熊本県行政文書等の管理に関する条例」について
熊本県県政情報文書課文書班 津田光生
- 15:35～16:00
報告② 天草市の公文書管理と天草アーカイブズ
天草市立天草アーカイブズ 橋本竜輝
- 16:00～16:25
報告③ 宇土市の文書管理
宇土市総務課行政係 湯野淳也
- 16:25～16:45 質疑応答・意見交換
閉会あいさつ

開会にあたり、全史料協調査・研究委員会委員長長谷川信明(山口県文書館館長)、共催をいただいた熊本県の県政情報文書課課長補佐守屋芳裕氏の両名よりあいさつがあり、続いて調査研究委員会事務局が趣旨説明をおこなった。

以下、順に基調講演と3つの報告の概要を記す。

基調講演 「熊本からのチャレンジ ～公文書等管理の先進自治体を目指して～」

基調講演では、「公文書等の管理に関する法律」(以下、公文書管理法とする)第34条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり」とあることから、各地方公共団体は自由に文書管理をおこなえるのではなく、あくまで公文書管理法の趣旨にのっとりおこなう必要があるとの指摘があった(ただし団体自治の原則にのっとり努力義務である)。そのためにも公文書管理法の趣旨を理解することが重要であるとの説明があった。

熊本県の場合、2001年3月の「宇土市文書管理条例」制定(全国初)、2002年4月の天草アーカイブズ設立(市町村立としては全国9番目)、2011年3月の「熊本県行政文書等の管理に関する条例」制定(都道府県としては全国2番目)により、文書管理の先進地と呼ばれるが、先進自治体であるならば制定・設立の時間的な早さだけではなく、内容的な先進性も求められ、各地方公共団体もその検証が必要であると指摘された。そのためにもまず公文書管理法第34条が求める内容、すなわち①現用文書(行政文書・法人文書に相当する文書)のみならず、非現用文書(特定歴史公文書等に相当する文書)の管理についても定めていること、②国立公文書館に相当する組織を設け、特定歴史公文書等に相当する文書の保存・利用について定めること、③公文書管理委員会に相当する組織を設け、その専門的知見・第三者性を生かすこと、④地方公共団体が保有する歴史公文書の利用関係を、情報提供ではなく権利・義務の関係として定める

こと、⑤地方公共団体自身はもとより、地方独立行政法人等（市町村では指定管理者等の場合が多い）に対しても、文書管理に関する義務を課するものであることを確認するとともに、これが各地方公共団体で定める文書管理の基本となるとの指摘があった。

次に内容が先進的な事例として、「宇土市文書管理条例」第26条「文書の滅失等」や第27条「文書管理の日」に関する定め、「熊本県行政文書等の管理に関する条例」第8条「移管又は廃棄」や第34・40条「熊本県行政文書等管理委員会の設置」に関する定めといった県内の事例のほか、「ニセコ町文書管理条例」第5・9・10条、「大阪市公文書管理条例」第6条、「島根県公文書等の管理に関する条例」第23条、「札幌市公文書管理条例」第2条、「秋田市公文書管理条例」第16条、「相模原市公文書管理条例」第9・31条などが紹介された。

特定歴史公文書等の管理については、『公文書館機能ガイドブック』（2015年 全史料協調査・研究委員会編）を参考に、独立した「館」設置にこだわらず、図書館・博物館または役所内の文書主管課にその機能を持たすこと、「館」を設置するにしても既存施設を転用するなど、「館」ではなく公文書館機能を整備することが重要だと指摘された。また「歴史公文書」などと言うが、「歴史的」はなく「重要な」公文書を残していくことが重要で、それが時間の経過により歴史的なものになるとのことであった。また重要度の見直しや行政だけでなく住民にとっての重要性も検討する必要があるとの指摘があった。

最後に、国と自らの地方公共団体の違いを理解し、現状を把握したうえで文書管理に関する問題点を洗い出し、それを解決できる制度を構築していくことの重要性を述べられ、基調講演は終了した。



基調講演 早川和宏氏

報告① 「熊本県行政文書等の管理に関する条例」について

報告①では、まず条例制定に至った背景について説明があった。公文書管理法の制定、熊本県行政文書のあり方検討委員会の提言もあるが、何より蒲島熊本県知事の①行政文書の適切な管理は民主主義の基本である、②後世の人たちがその時代を検証するときに、行政文書が残っている状況が理想的である、③行政文書の意義を職員一人ひとりが常に意識することは、それぞれの職務に対する誇りと責任を明確化することであるという考えによるところが大きいように思われた。

次いで条例の概要について説明があったが、なかでも第三者委員会が年に3回開催され、行政文書ファイル等の廃棄の際にも第三者委員会の意見を聞くことになっている点、また知事が特定歴史公文書の移管先、研修実施機関の役割を担っている点が注目された。

また熊本県の行政文書管理制度の説明では、「職員の責務と意識改革」の重要性が指摘され、①県民の立場に立ち、②責任を自覚し、③誇りをもって、④誠実に、行政文書等を管理することを規定しているとのことであった。なお特定歴史公文書は、戦災や大洪水などで滅失したため戦前のものがほとんど存在せず、戦後のものが中心との説明があった。

報告② 天草市の公文書管理と天草アーカイブズ

報告②では、まず天草アーカイブズの概要について説明があり、旧町役場議会議棟を整備した本館の他、学校施設を利用した書庫が市内5ヶ所にあること、また①市民による地域文化の創造、②より開かれた市政の運営、③情報資源を活かした高度な行政の実現の3つの基本理念があることが紹介された。また天草アーカイブズの大きな特徴として、保存期間満了文書の全点移管があげられる。年1千箱、1万7000～2万点を受け入れ、館外書庫に保管したうえで、段階的な評価選別作業がおこなわれるという。なお最終的な廃棄権限は天草アーカイブズが持つ。さらに天草アーカイブズには旧自治体文書も移管されている。2市8町の合併であるため、10種さまざまな文書形態、管理方法があり、それを現課と調整しながら作業をおこない目録化して、評価選別作業をおこなっているという。

天草アーカイブズでは、市職員による行政文書の利用にあたっては、直接持参する方法をとる。これは職員と意見を交わす機会を増やすために実施しているとのこと、職員との対話重視の取り組みと言える。このような努力が、公文書館を行政機能の1つとして認識させる職員の意識改革につながると思われる。

なお、天草市では新庁舎の建設計画にあわせ文書管理体制の見直しもおこなわれており、そのなかで基本となる例規の制定が必要となってくるとの見通しが示された。

報告③ 宇土市の文書管理

まず条例制定の経緯について、1996年に第4次行財政改革大綱が決定し、それに基づき情報公開条例の制定準備が1997年から始まり、そのなかで新文書管理システムも検討され、ファイリングシステムの導入を1998年に決定したという。また1999年の情報公開条例制定、2000年の地方分権一括法施行を受けて、同年から文書管理の条例化

の検討が始まり、2001年に宇土市公文書管理条例が制定されたという。

文書管理を見直す課題として①文書の私物化の排除、②不要文書の氾濫を防止、③即時検索性と他者検索性を高める、④文書を廃棄するシステムをつくる、⑤執務環境を改善することなどがあげられた。これをもとに、意思決定の最適化という目的、事務の効率化という目標を設定したという。

次いで、文書管理条例制定により、①職員の意識改革、②市に対する市民の信頼度の向上、③政策形成能力の向上などの効果があったとのことである。また条例の運用取組として毎月21日を文書管理の日としていることなどが紹介された。

最後に歴史公文書については、教育委員会文化課が評価選別作業をおこない、教育委員会内倉庫、民間施設で保管していること、さらには文書館機能を持つ「うと学資料室」が開設されたことなどが紹介された。

質疑応答・意見交換



報告者 右から湯野氏、橋本氏、津田氏

基調講演と3つの報告で時間を要したこともあり、質疑応答・意見交換の時間はほとんど取れなかったが、専門職員がいないなかでの評価選別作業の問題、市民利用の現実などについて意見が交わされた。

最後に全史料協調査・研究委員会副委員長嶋田典人（香川県立文書館）から閉会あいさつがあり、セミナーは終了した。

（三豊市文書館）

全史料協全国（三重）大会へのお誘い

大会・研修委員会

はじめに

平成28年度の全国大会は、11月10・11日（木・金）の2日間の日程で、三重県津市の三重県総合文化センター内の男女共同参画センター「フレンテみえ」を会場に開催します。

今年は「博物館でアーカイブズ」を大会テーマに、5つの研修会と委員会報告・活動報告、そして大会テーマ研究会（2報告・討論）で構成しました。

1 大会テーマについて

三重県では、平成26年4月に公文書館機能を整備した三重県総合博物館 MieMu（みえむ）が開館しました。前身の三重県立博物館は、1953年東海地方初の総合博物館として全国の県立博物館の先駆けともなりました。文系・理系の垣根を無くした総合博物館の理念を継承し、公文書館機能も加えた形での三重県総合博物館 MieMu の設置は、博物館におけるアーカイブズの在り方の一事例として示唆を与えてくれるのではないかと思います。

また、「博物館でアーカイブズ」を考えることも、今大会でねらうことであります。博物館とアーカイブズ（文書館・公文書館）

は、ともに資料を保存・活用する機関ですが、単に収集する資料の種類が違うということで無く、社会における役割は明確に異なります。今回、博物館の施設や機能、活動を学ぶことで、それぞれの役割を再確認し、そこからそれぞれの特徴を活かした有機的・実践的な連携の在り方に迫っていただけるのではないかと考えます。

2 研修会、委員会報告、大会テーマ研究会について

初日（10日）は、視察も含めた5つの研修会を開催します。視察（研修A）では三重県総合博物館 MieMu を見学します。計画段階より公文書館機能を大きな柱の一つとして開館した総合博物館のバックヤードを実際に見ることができる貴重な機会です。

研修会（研修B～E）は、入門編として「組織におけるアーカイブズの役割」、応用編として「展示照明としてのLEDを考える」、公文書編として「太宰府市における行政文書の保存と公文書館の役割」、地域史料編として「伊勢商人長谷川治郎兵衛家資料調査の概要」の4つの講義を設定しました。各講師それぞれの実践に基づく内容は、必ずや



三重県総合博物館全景

参加者の業務改善や課題解決に示唆をあたえてくれるものと思います。

2日目(11日)は、委員会報告として全史料協調査・研究委員会より、今期に取り組んだ、学校アーカイブズや地域の組織・団体アーカイブズの調査について、その成果を報告してもらいます。また、活動報告として、青木睦理事から取り組まれている災害対応活動の概要について、会長事務局より国立公文書館が進める「アーキビストの職務基準」制定の動きに対する全史料協の対応について話してもらいます。

大会テーマ研究会では、報告①として、三重県総合博物館の取り組みについて説明

してもらい、報告②では、郷土博物館内にアーカイブズセンターを設置した公文書館機能の取り組みとして、戸田市立郷土博物館の現状と課題を発表してもらいます。その後、これらの事例を踏まえて、討論をしながら、博物館でのアーカイブズについてその意義や課題などについて考えを深めていけるものと思います。

おわりに

三重県では、この5月に各国の首脳を招いて「伊勢志摩サミット」が開催されました。山の幸、海の幸ともに豊かな三重県に是非お越しください。(文責 藤谷 彰、小高哲茂)

会 員 動 向

区 分	H28.2.1 現在	入会	退会	H28.9.1 現在
機 関 会 員	136	2	2	136
個 人 会 員	299	4	8	295
合 計	435	6	10	431

◎新規会員

- (1) 機関会員 中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」[群馬県]
堺市役所総務局行政部法制文書課 [大阪府]
- (2) 個人会員 松浦 勉[茨城県]、千野 亮[千葉県]、井戸田史子[兵庫県]、藤岡一昭[東京都]
- * 敬称略。退会者と変更事項については省略しました。

■ 編 集 後 記 ■

会報第100号をお届けします。熊本地震と被災文化財保全の動向・公文書館機能他充実した内容と100号を記念してミニ特集も組入れました。会報・会誌は会員の皆様の投稿で成り立っております。皆様の投稿をお待ちしています。なお pdf 公開へ向けての同意書もお願いします。(あ)

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 会報100号 2016(平成28)年9月30日発行

全史料協事務局 埼玉県立文書館

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-18

TEL: 048-865-0112 FAX: 048-839-0539

広報・広聴委員会事務局 福井県文書館

〒918-8113 福井市下馬町51-11

TEL: 0776-33-8890 FAX: 0776-33-8891